

高等学校における特別支援教育 特別な支援を必要とする生徒の 自立と社会参加を目指して

～関係機関との連携を通じて～

特別な支援を必要とする生徒の自立と社会参加の実現のためには、困難さの背景となっている障がいの特性等を正しく理解し、全校的な協力体制の中で、適切な指導・支援を行うことが大切です。

また、卒業後の充実した生活に向け、関係機関と連携しながら、支援をつなげていくことも必要です。

細やかな
実態把握

全校体制で
支援

関係機関と
の連携

- 就労に必要な力の育成
- 自己理解の進化・進路選択の支援
- 職場実習による企業とのマッチング
- 職場定着支援 など

支援をつなぐ



本リーフレットは、「基礎編」と「就労支援編」で構成しています。

「基礎編」では、特別支援教育を推進していくうえで必要な取組について、

「就労支援編」では、関係機関と連携した就労支援の在り方について、紹介します。

★このリーフレットは、「愛媛県就労支援ネットワークモデル事業」(平成26～28年度)において、愛媛労働局、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、発達支援センター、ジョブカフェ愛 work、若者サポートステーション等の関係機関の協力・助言を得ながら行った実践をもとに作成しています。

【モデル地域】 四国中央市、新居浜市

【モデル校】 川之江高等学校(定時制)、新居浜商業高等学校、新居浜特別支援学校

基礎編



特別支援教育とは

「障害のある幼児児童生徒の**自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援**するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。」

文部科学省初等中等教育局長通知（平成19年4月）

こんな生徒はいませんか？

学習面	行動面	対人関係 興味・関心
□集団場面で、正確に指示が聞き取れない。 □話し合いについていけない。 □言語表現が苦手で、言葉につまることが多い。 □板書を正確に書き写せない。時間がかかる。 □順序立てて考えるのが苦手。 □計算やグラフの読み取りが極端に苦手。	□気が散りやすく、注意を集中し続けることが難しい。 □整理整頓が苦手で、物をよくなくす。 □忘れ物が多く、提出物が出せない。 □場にそぐわない発言が多く、注意しても多弁がとまらない。 □興奮しやすく、感情のコントロールが苦手。	□ルールやマナーが守れず、友達とのトラブルが多い。 □相手の気持ちや立場を理解して話すことが難しい。 □冗談や暗喩が通じない。 □行動の手順や方法など、自分のやり方にこだわる。 □予定の変更や環境の変化にすぐ対応できない。

背景に「発達障がい」があるかもしれません

- ★ 障がいによる困難さに気づかれず、様々な悩みを抱えながら、学校生活を送っているかもしれません。
 - ★ 周囲の理解や支援が十分でないと、学校生活における度重なる失敗経験、苦手意識や挫折感から、情緒的に不安定になりやすく、自己評価が低かったり、自己嫌悪に陥りがちになります。
- 不登校やひきこもりなどの**二次的な障がい**につながってしまう場合もあります。



発達障がいとは

○**脳機能の障がい**が関係する**生まれつきのもの**です。
○本人の努力不足や性格、保護者の養育の問題ではありません。

- 言語の発達の遅れ
- コミュニケーションの障がい
- 対人関係・社会性の障がい
- パターン化した行動、こだわり

知的な遅れを伴うこともあります

自閉症

広汎性発達障がい

アスペルガー症候群

注意欠陥多動性障がい
ADHD

- 不注意（集中できない）
- 多動多弁（じっとしていられない）
- 衝動的に行動する（考えるより先に動く）

学習障がい
LD

- 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

- 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障がい
- 対人関係・社会性の障がい
- パターン化した行動、興味・関心のかたより

※ 発達障がい者の特性は重複していることも多く、特性は一人一人異なります。

※ 発達障がいの診断は医療機関が行い、教職員が判断や診断をすることはできません。

【参考】厚生労働省 「発達障害の理解のために」（平成20年1月）

校内委員会

- ☆ 教職員の共通理解の下、学校全体で**組織的**に取り組むことが重要です。
- ☆ **校長のリーダーシップ**の下、組織します。



た
と
え
ば

◇構成メンバー◇

校長、教頭、教務、生徒課長、進路課長、
教育相談課長、学年主任、養護教諭、
特別支援教育コーディネーター、担任、
スクールカウンセラーなど

◇主な役割◇

- ◆生徒の実態把握、適切な目標と有効な支援内容・方法の検討
- ◆校内における支援体制の構築
- ◆特別支援教育推進に関する校内研修会等の企画
- ◆外部関係機関への指導・助言依頼検討 等

- ※ 定期的に、また必要に応じて開催できる体制をつくりましょう。
- ※ 学年会やケース会議等も活用し、効果的な体制づくりを工夫しましょう。

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」

「個別の教育支援計画」とは・・・

- ☆ 関係機関(医療・福祉・労働等)や保護者と連携して作成します。
- ☆ 長期的な視点で、一人一人のニーズに応じた一貫した支援を行うために作成します。
- ☆ 関係機関と支援会議を開催するなど、様々な場で適切に支援が行われるようにすることが大切です。

「個別の指導計画」とは・・・

- ☆ 学校における具体的な指導の目標や指導内容、方法等を記載したものです。
- ☆ 関係教職員が協力して作成し、共通理解の下、具体的な指導・支援を行うことが大切です。

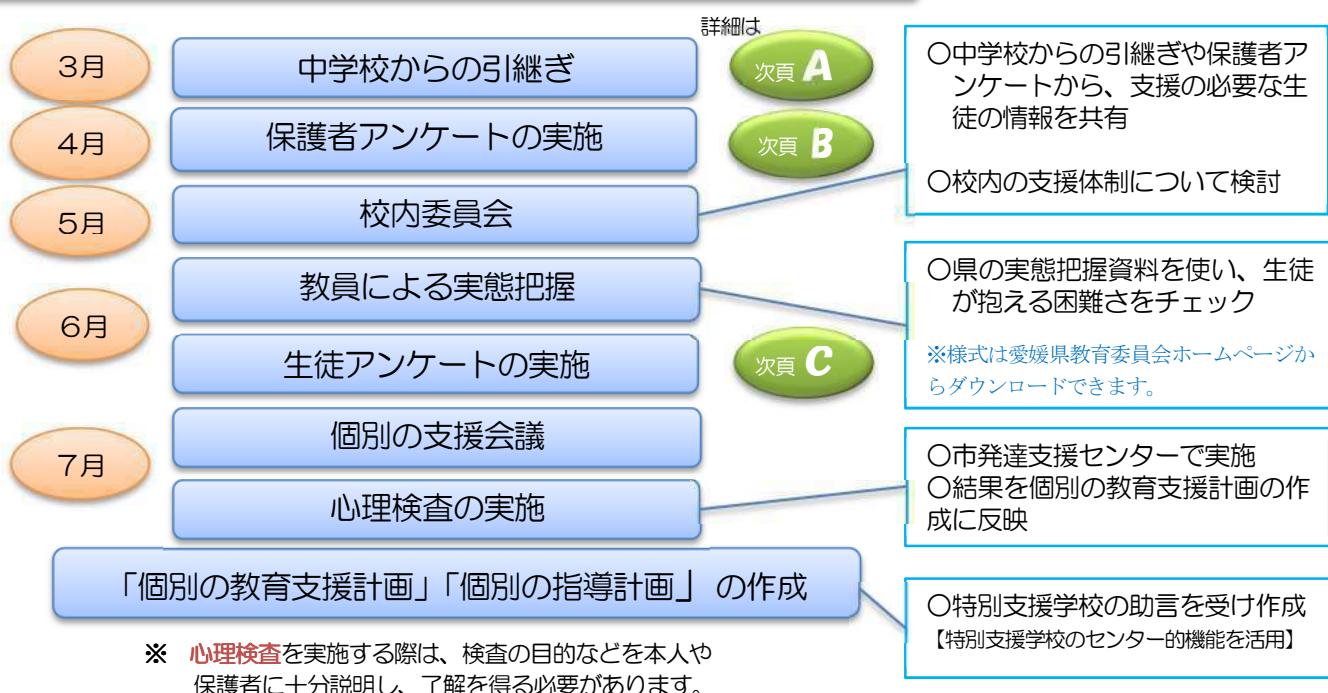
作成すると・・・

- 複数の関係者が話し合うことで、生徒の状況を的確に把握し、支援の方向性を明確にできます。
- 教職員や関係者が指導目標や支援内容、手立てについて共通理解し、一貫した指導や支援ができます。
- 関係者の役割分担を明確にし、連携しながら指導や支援を行うことができます。
- 指導や支援の評価・見直しを行い、引継ぎを行うことで、支援が継続されます。

⇒ 様式は、愛媛県教育委員会特別支援教育課のホームページからダウンロードできます。



モデル校における実態把握の例



A

中学校からの引継ぎ

モデル校における実態把握の例

入学決定から入学までの期間に、中学校での教員の気づきや効果的な支援方法、必要な環境整備等について情報を得ます。「個別の教育支援計画」等を作成している生徒については、保護者了解のもと、引継ぎます。

モデル校では「中高連携連絡シート」を作成し、引継ぎに活用しました。

中高連携連絡シート		おもて		聞き取り者()	
特別支援教育コーディネーター・特別支援学級ご担当 () 先生					
下記の項目において気になる点について教えてください。					
中学校	高1 組 (高2 組) (高3 組)	氏名			
学習	1 指示の理解が不十分で、聞き間違いが多い。	21 ルールやマナーが守れず、友達とのトラブルが多い。	対人関係	22 一人でいることが多く、友達と過ごすことがほとんどない。	チェック
	2 集団環境で、正確に指示が聞き取れない。	23 レクリエーションやグループ活動が苦手である。		24 相手の気持ちや立場を理解して話すことが難しい。	
	3 話し合いについていけない。	25 冗談や暗喩が通じない。		26 独り言を言ったり、会話が一方通行だったりする。	
	4 言語表現が苦手で、言葉にまとめることが多い。	27 同じ動作や質問を繰り返す。		28 行動の手順や方法など、自分のやり方にとこだわる。	
	5 筋道を立てて話すことや、分かりやすく話すことが難しい。	29 予定の変更や環境の変化にすぐ対応できない。		30 特定のものに執着があり、限定された興味だけに熱中する。	
	6 思いっぴきまに話し、会話が一方的である。	31 自分だけのイメージの世界に没頭してしまう。		32 気が散りやすく、注意を集中し続けることが難しい。	
	7 読み間違え、読み飛ばしが多い。	33 整理整頓が苦手で、物をよくなくす。		34 課題や係活動、約束事をすぐ忘れる。	
	8 文章の要点を正しく読み取れない。	35 授業中、手足をそわそわ動かしていることが多い。		36 場にとぐわい発言が多く、注意しても多弁がとまらない。	
	9 文字の書き間違えや、表記、文法の誤りが多い。	37 突然、大きな声を上げる。		38 質問が終わらないうちに、出し抜けに答えてしまう。	
	10 板書を正確に書き写せない。時間がかかる。	39 興奮しやすく、感情のコントロールが苦手である。			
	11 決まったパターンの文章を書く。				
	12 数の基本的な理解に苦手がある。				
	13 手続きを要する計算問題や文章題が苦手である。				
	14 物事の仕組みや因果関係が分かりにくい。				
	運動	15 順序立てて考えるのが苦手である。			
16 手先が不器用で、道具の扱いがぎこちない。					
17 全身運動(走・跳・投)が極端にぎこちない。					
18 集会や授業中、同じ姿勢を保てない。					
感覚	19 触れること、触られることに過敏な反応を示す。				
	20 特定の音や光に過敏な反応を示す。				

中高連携連絡シート		うら おもての備考記入例		聞き取り () 先生	
特別支援教育コーディネーター・特別支援学級ご担当 () 先生					
中学校	高1 組 (高2 組) (高3 組)	氏名			
中学校の様子	学習面	- 授業の様子や基礎学力に不安のある教科、提出物の状況など。 - 授業中の態度(落ち着いて受けられるかなど)、学習面で配慮すべき点があればできるだけ詳しく(単位修得に関わってくるため)。			
	運動・感覚	- 手先の器用さ、道具の扱いについて - 集会や授業中の姿勢を保つことができないなど。 - 触れること、触られること、特定の音や光に過敏な反応を示すなど。			
	対人関係	- クラス編成で配慮すべきこと(生徒の組み合わせなど) - いじめに関すること - 友人関係でのトラブル、ルールやマナーの理解、集団活動への参加について - 友達とのコミュニケーションの取り方について(相手の気持ちや立場が理解できない、冗談が通じない、会話が一方通行など)			
	興味関心・こだわり	- 手順や方法に自分のやり方がある - 特定のものに執着がある、限定されたものにだけ熱中する - 予定変更や環境の変化に対応できない など			
	生活・行動	- 基本的な生活習慣(欠席、遅刻、身だしなみなど) - 整理整頓、課題や約束をすぐ忘れる、など - 健康状態 - 気になる行動(生徒指導上の問題行動、感情のコントロールに関する課題など) - 部活動			
	保護者	- 家庭の様子や配慮すべき事項(経済的・家族構成・国籍など) - 学校との関係			
	特別支援が必要な点	発達障害の疑い、人権に関わる内容、本人のこだわりなど中学校で具体的にどのような配慮をしたか			
	診断・授業等	- 発達検査や受診の有無 - 医療機関や関係機関名 - 薬の服用			
	告知(本人・保護者)	- 本人、保護者がどのように受け止めているか - 本人が自分なりの対処方法をどのように持っているか			

「何があったか」ほか、トラブルがどうおさまったか、どんな関わりをすると良かったか、どんな指導が効果があったか、をぜひ教えてください。単位協定のために、小さなことでもぜひお聞かせください。よろしくをお願いします。

〇個別の教育支援計画の作成に活用しやすい様式を工夫

B

保護者からの把握

高校生活で不安を感じることや配慮を希望することなどを保護者から把握します。

モデル校では「高校生活支援カード※」を合格者招集日に配布し、入学式にポストで回収。

特別支援教育コーディネーターが、カードをもとに面談や電話、家庭訪問で聞き取りを行い、把握した内容を学年会や担任と共有し支援の検討に反映させました。保護者との信頼関係の構築にもつながりました。

※ 「大阪府立高等学校高校生活支援カード」を参考に作成しました。将来の目標(生徒が記入)と高校生活への不安、配慮や支援を希望する項目(保護者が記入)があります。大阪府のHPに掲載されています。

C

生徒からの把握

モデル校では

1年生のオリエンテーションで、困難さに寄り添って支援するためのものであることを伝え、「自己チェックリスト※」を実施。

学習、行動、対人関係になどについて、困っている状況を4段階でチェック。

学級全体での学習指導や生活指導における配慮にもつなげました。

※ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「発達障害のある学生支援ケースブック」(2007)の「困り具合に関するセルフチェックリストを参考に作成しました。

自己チェックリスト		年 組		番 氏 名	
		1 全く困っていない		2 あまり困っていない	
		3 わりと困っている		4 とても困っている	
項 目		1	2	3	4
1	誤字・脱字が多い				
2	手書きで文字を書くのがとても遅い、または文字を上手に書くことができない				
3	文字を読むことが苦手だ				
4	本を読むのに時間がかかる				
5	計算が苦手だ				
6	授業を聞きながら黒板をうつすことができない				
7	先生の指示を聞き逃すことが多い				
8	宿題を期日までに仕上げられない				
9	50分授業を集中して受けることが苦痛だ				

専門家等の助言・援助

生徒の指導や支援に悩んだら、巡回相談員や特別支援学校等をどんどん活用しましょう。

巡回相談の活用

- ◇ 巡回相談員や合理的配慮協力員を派遣し、学校での取組をフォローアップします。

＜電話＞ 089-912-2967 特別支援教育課



巡回相談員

- ◆対象となる生徒に係る指導内容・方法に対する助言
- ◆個別の教育支援計画や個別の指導計画作成・活用への助言
- ◆校内における支援体制づくりへの助言 など

合理的配慮協力員

- ◆発達障がいを含む障がいのある生徒に係る合理的配慮の内容に関する助言
- ◆本人・保護者との適切な合意形成を図るための助言 など

※ さらに障がいの有無の判断、当該生徒の望ましい教育的対応等の検討及び教育支援体制の整備等に関して、指導・助言を得たい場合は、専門家チームを活用できます。

特別支援学校のセンター的機能

- ◇ 特別支援学校の専門的な知識や技能を生かし、地域における**特別支援教育のセンターとしての役割（センター的機能）**を果たします。各特別支援学校にお電話ください。

- ◆教育相談、情報提供
- ◆特別な支援を必要とする生徒の指導・支援
- ◆個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成についての助言・援助
- ◆教職員に対する研修協力
- ◆教材・教具、施設設備等の提供 など



愛媛県総合教育センター 特別支援教育室

- ◇ 特別な教育的支援が必要な生徒の相談に応じています。

- ◆特性を把握するための心理検査の実施
- ◆医療機関、外部の相談機関等の紹介
- ◆家庭生活や学校生活に関する相談
- ◆合理的配慮に関する相談 など

＜電話＞ 089-963-3113（音声案内が聞こえた後 207 か 208 か 209 のいずれかをダイヤル）

「出前講座」もあります ◇センター所員が出向き、講座を行います。

＜電話＞ 089-963-3113（音声案内が聞こえた後 507 をダイヤル）〔窓口：企画開発室〕

国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育情報センター※ Web サイト

- ◇ 発達障がいのある子どもの教育の推進・充実に向けて、教員や保護者をはじめとする関係者への情報提供や理解啓発、調査研究活動を行っています。
- ◇ 校内研修に活用できる動画や教材が紹介されています。

- ◆発達障がいのある子どもの特性や指導方法や支援の解説
- ◆教材教具や支援機器の紹介（データベース形式）
- ◆研修講義（教師向け）の動画配信
- ◆発達障がいのある子どもの特性や教育に関する研究、図書、調査結果等の紹介
- ◆国の施策・法令等の情報提供
- ◆教育相談に関する情報 など

アドレス <http://icedd.nice.go.jp/>



※ 平成 29 年度から「発達障害教育推進センター」に名称が変更される予定です。

就労支援編



- ☆ 在学中の**早期から**様々な関係機関と連携しながら取り組み、**卒業後の支援につなげる**ことが大切です。
- ☆ 本人、保護者が希望する場合、障がい者手帳を取得し、「障がい者雇用枠」による就職も考えられます。

ハローワークの求人には「一般枠」と「障がい者雇用枠」があります。「障がい者雇用枠」で就職する場合、企業に障がいの特性に応じた配慮を求めることができ、さまざまな支援制度を利用することができます。

★障がい者手帳は3種類

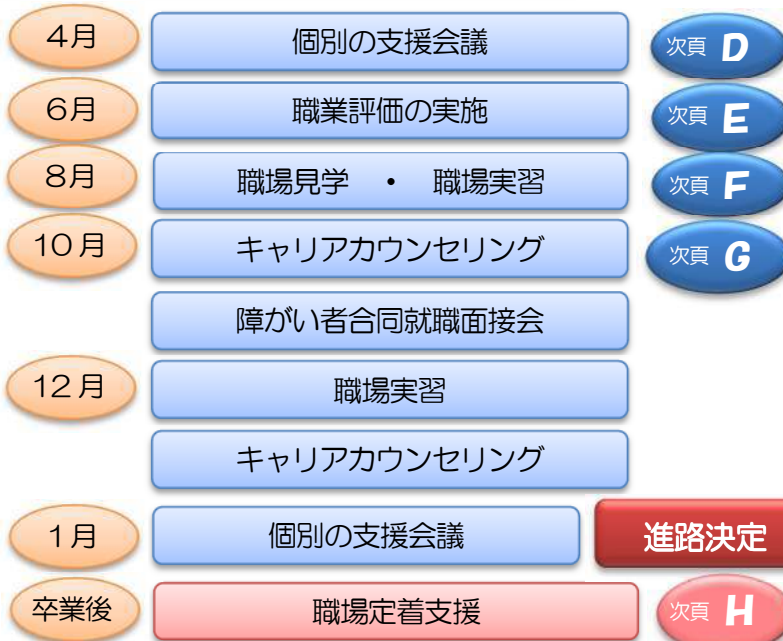


- ①身体障害者手帳
- ②療育手帳（知的障がい）
- ③精神障害者保健福祉手帳

- 発達障がいに特化した手帳はありませんが、知的障がいを伴っていれば「療育手帳」、日常生活もしくは社会生活に制約があれば「精神障害者保健福祉手帳」の取得が可能な場合があります。
- 手帳は、市町村の障害福祉担当窓口申請します。
- 申請には、医師による診断書の提出が必要です。

モデル校における取組例

詳細は



就職先は、一般企業の他にも・・・

○特例子会社

企業が障がい者の雇用を促進する目的で設立した子会社。

○就労継続支援A型事業所

雇用契約を結び、最低賃金以上の給料を得ながら利用する福祉サービス。利用しながら力を高め、一般企業での就職を目指すことも可能。

障がい者雇用枠での就職の手続き

求職受理相談・求職登録

【ハローワーク障がい者窓口】

⇒ハローワークからの「紹介状」を就職希望企業へ提出

⇒面接、採用試験等

（会社によって異なります。）

⇒内定

《主な就労を支援する関係機関とサポート内容》

機関名	サポート内容
公共職業安定所（ハローワーク）	・障がい者専門の職業紹介窓口を設置しています。 ・コミュニケーション能力や対人関係に困難を抱えている、発達障がいの診断または疑いがある方で、障がい者向けの専門支援を選択しない場合は、就職ナビゲーターが、カウンセリングや求人開拓、面接への等の個別支援を行います。
障害者就業・生活支援センター	・様々な関係機関と連携をとりながら、就業面・生活面での支援を行います。 ・職場見学、面接への同行や、職場実習の調整を行います。 ・就職後も、必要に応じて職場を訪問し、職場定着支援を行います。 ・就業を継続していくために必要な生活や健康などの相談にも対応します。
障害者職業センター	・障がい者の就職から雇用継続、職場復帰に関する相談・支援を行います。 ・職業相談や職業評価等を通じて、就職のために必要な支援を明らかにし、職業リハビリテーション計画を策定し、就職に向けての支援を行います。 ・職業上の課題の把握とその改善を図るための職業準備支援や職場に適應するためのジョブコーチ支援を実施しています。
発達障がい者支援センター 市町の発達支援センター等	・発達に課題がある子どもについて幼少期から継続した相談・支援を行っています。 ・発達検査を実施し、状況に応じた支援方法等を助言します。 ・相談員が学校を訪問し、助言を行ったり研修会の開催や講師派遣を行ったりします。 ※支援内容は、それぞれの発達支援センターで若干異なります。
ジョブカフェ 愛 work	・15～39 歳の方と 40 歳前半でサポートを希望する方を対象に、職業相談を行い、一人一人に応じた就職・職場定着支援を行います。 ・専門のキャリアコンサルタントによる個別相談を受けることができます。
若者サポートステーション	・働くことに悩んでいる 15～39 歳の方（学生を除く）に対し、専門的な相談やコミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への職場体験などにより、就職に向けた支援を行います。

D**個別の支援会議**

ハローワーク、発達支援センター、保護者、学校関係者で支援会議を開催。
本人・保護者の願いや課題等を踏まえて「個別の教育支援計画」を更新し、支援の方向性を確認しました。



※ 必要に応じて医療機関や特別支援学校、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所、障害者職業センター等との連携も考えます。

E**職業評価の実施**

障害者職業センターで適性検査等を実施し、ケース会議で本人を含めた関係者にフィードバック。
その結果をもとに、進路選択における支援の方向性を確認しました。



※ 職業評価では、得意なことや苦手なことの把握、職業上の課題の整理を行い、就職や職場定着に向けてどのような準備が必要なのかを検討します。

※ 障害者職業センターでは、2月から3月の期間に職業生活に向けた講座や作業体験を行う「職業準備支援」を行ったり、ジョブコーチ支援を想定したアセスメントを行ったりしています。

F**職場実習の実施**

ハローワークと連携し、本人の希望や適性に応じた職場での実習を長期休業中に実施。
卒業後の職場定着支援につなげるため、実習中に障害者就業・生活支援センターの就業支援ワーカーが実習先を訪問し、本人の特性や仕事への取組等を把握しました。



- ※ イメージすることや人とのかわりに困難さがある生徒にとって、実際の職場での経験や学びは重要です。実習を繰り返す中で、自己理解が深まり、職業適性にあった職場とのマッチングを図ることができます。
- ※ 実習は3年生になってからではなく、早期の段階から長期休業日を利用して計画的に行うことが有効です。

G**キャリアカウンセリングの実施**

ジョブカフェ愛 work のキャリアコンサルタントが職業カード(OHBY CARD)を使って興味分野を探ったり、仕事に対する感情を共有したりしながら、自己理解を深め、進路選択を支援。
実習前に職場で必要なコミュニケーションを学習したり、企業からの評価を参考に実習を振り返り、力を発揮できることや課題を整理したりしました。

※ 自分で進路を決定することが就労継続につながります。どのような仕事に就きたいのか、自分の力を発揮できる仕事は何かなどを考える中で、自分の適性を理解することが大切です。

H**職場定着支援**

円滑な職場への適応を図るため、障害者職業センターの「ジョブコーチ支援」を活用。
障害者就業・生活支援センターの職員も重層的に支援を行い、ジョブコーチ支援終了後の支援を引き継ぎました。障害者就業・生活支援センターでは、月に2回、定期的に相談の機会を設け、仕事や生活における悩みを相談しやすい体制づくりを行いました。

- ※ ジョブコーチは、企業に出向いて本人と企業の双方に支援を行います。
 - 本人に・・・仕事に適応するための支援や職場でのコミュニケーションの取り方の助言 など
 - 企業に・・・本人の特性を理解し、適切に対応するための具体的な方法等のノウハウを伝える など
- ※ 発達障がいがある場合、技能的な習得が早く、企業側が支援の必要性を感じないことがあります。
 - どんどん上がる要求水準に応じようと頑張りすぎると、1年くらいでギブアップしてしまうケースも。起こりうる問題を想定し、事前に企業側への理解を図ることや、障害者就業・生活支援センターの定期的な職場訪問等により、問題がなくても定期的に企業や本人とアクセスしていくことが重要です。

※ 各関係機関との連携に際しては、その目的などを本人、保護者に十分説明し、了解を得た上で、学校等での状況について情報提供します。



関係機関一覧



《県立特別支援学校》

障がい種	学 校 名		電 話	所在地
視覚障がい	松山盲学校		089-922-3655	松山市久万の台112番地
聴覚障がい	松山聾学校		089-979-2211	松山市馬木町2325番地
肢体不自由・病弱	しげのふ特別支援学校		089-964-2258	東温市田窪2135番地
知的障がい	みなら特別支援学校		089-964-2395	東温市見奈良1545
知的障がい	松山城北分校		089-979-5650	松山市馬木町2325番地
知的障がい	今治特別支援学校		0898-47-0355	今治市桜井乙32番地313
知的障がい	宇和特別 支援学校	知的障がい部門	0894-62-5135	西予市宇和町永長1287-1
聴覚障がい		聴覚障がい部門	0894-62-0061	西予市宇和町卯之町3-85
肢体不自由		肢体不自由部門		
知的障がい	新居浜特別支援学校		0897-31-6656	新居浜市本郷3丁目1番5号
肢体不自由	川西分校		0897-31-1121	新居浜市宮西町4番46号

《公共職業安定所（ハローワーク）》

機 関 名	電 話	所在地
四国中央公共職業安定所（ハローワーク四国中央）	0896-24-5770	四国中央市三島中央 1-16-72
新居浜公共職業安定所（ハローワーク新居浜）	0897-34-7100	新居浜市一宮町 1-14-16
西条公共職業安定所（ハローワーク西条）	0897-56-3015	西条市大町受 315-4
今治公共職業安定所（ハローワーク今治）	0898-32-5020	今治市南宝来町 2-1-6
松山公共職業安定所（ハローワーク松山）	089-917-8609	松山市六軒家町 3-27
大洲公共職業安定所（ハローワーク大洲）	0893-24-3191	大洲市中村長畑 210-6
八幡浜公共職業安定所（ハローワーク八幡浜）	0894-22-4033	八幡浜市松柏丙 838-1
宇和島公共職業安定所（ハローワーク宇和島）	0895-22-8609	宇和島市天神町 4-7

《障害者就業・生活支援センター》

機 関 名	電話	所在地
障害者就業・生活支援センタージョブあしすとUMA	0896-23-6558	四国中央市三島中央 3-13-12
障がい者就業・生活支援センターエール	0897-32-5630	新居浜市政枝町 2-6-42
障害者就業・生活支援センター あみ	0898-34-8811	今治志北宝来町 2 丁目 2-12
えひめ障がい者就業・生活支援センター	089-917-8516	松山市道後町 2-12-11
障がい者就業・生活支援センター ネット work ジョイ	0894-69-1582	西予市宇和町卯之町 5 丁目 234
障害者就業・生活支援センター きら	0895-22-0377	宇和島市大宮町 3-2-10

《発達（障がい者）支援センター》

機 関 名	電 話	所在地
愛媛県発達障がい者支援センター あい♥ゆう	089-955-5532	東温市田窪 2135
四国中央市こども若者発達支援センター（四国中央市保健福祉部子ども課発達支援室）	0896-28-6029	四国中央市三島宮川 4 丁目 6-55
新居浜市こども発達支援センター（新居浜市教育委員会発達支援課）	0897-65-1302	新居浜市繁本町 8-65
西条市東部ウイングサポートセンター（西条市教育委員会）	0897-56-8114	西条市大町 68 番地 6
西条市西部ウイングサポートセンター（西条市教育委員会）	0898-68-1520	西条市丹原町池田 1561-3
今治市発達支援センター	0898-22-2752	今治市東門町 5 丁目 840-4
上島町発達支援センターさくら	0897-72-9366	越智郡上島町弓削上弓削 1907-1

《その他の就労を支援する機関》

機 関 名	電 話	所在地
愛媛障害者職業センター	089-921-1213	松山市若草町 7-2
ジョブカフェ愛 work（愛媛県若年者就職支援センター）	089-913-8686	松山市湊町 3 丁目 4-6
東予ランチ	050-8803-8686	西条市喜多川 796-1
南予ランチ	050-8807-8686	宇和島市天神町 7-1
えひめ若者サポートステーション	089-948-2832	松山市湊町 5 丁目 1-1
東予若者サポートステーション	0897-32-2181	新居浜市繁本町 8-65

※関係機関の一部です。各機関の詳細内容は、各機関のホームページをご覧ください。

愛媛県教育委員会 特別支援教育課

松山市一番町4丁目4番地2 TEL089-912-2967

<http://ehime-c.esnet.ed.jp/shougaiji/>

